

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月25日
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目 6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目 6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円30銭 配当総額は 735,520,997円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

事業規模拡大及び企業価値を最大化するために、また経営体制及びコーポレートガバナンスの一層の強化を目的とし、現行定款第19条（員数）の規定を変更し、取締役の員数を7名から9名に増員するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、田村友一、金剛寺敏則、浦山秀好、赤根賢治、河上大山、吉川隆弘、稲坂登、高木繁雄及び酒井秀紀の9名を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、杉好人、今村元及び佐藤孝の3名を選任するものであります。

第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

平成25年6月21日開催の当社第49期定時株主総会において導入した「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を終了し、その内容を一部変更した「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を新たに導入するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	454,843	1,580	0	(注)1	可決(99.7%)
第2号議案	452,027	3,781	610	(注)2	可決(99.0%)
第3号議案				(注)3	
田村 友一	432,664	23,755	0		可決(94.8%)
金剛寺 敏則	450,234	6,142	43		可決(98.6%)
浦山 秀好	450,201	6,175	43		可決(98.6%)
赤根 賢治	451,722	4,654	43		可決(99.0%)
河上 大山	451,821	4,555	43		可決(99.0%)
吉川 隆弘	451,733	4,643	43		可決(99.0%)
稲坂 登	450,380	5,996	43		可決(98.7%)
高木 繁雄	408,902	47,517	0		可決(89.6%)
酒井 秀紀	452,025	4,394	0		可決(99.0%)
第4号議案				(注)3	
杉 好人	448,027	8,392	0		可決(98.2%)
今村 元	443,739	12,681	0		可決(97.2%)
佐藤 孝	359,440	96,980	0		可決(78.8%)
第5号議案	352,740	103,067	610	(注)1	可決(77.3%)
第6号議案	452,819	3,603	0	(注)2	可決(99.2%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上